

休憩スポット等としての利活用に向けた 駐車公園等の情報提供について

令和7年11月

北海道総合政策部交通政策局交通企画課



1 目 的

- トラックドライバーの働き方改革関連法が2024年4月から適用された一方、物流の停滞が懸念される、物流の2024年問題に直面
- 法令を遵守し、労働環境の改善や安全輸送の確保をするとともに、効率化により物流量を確保することが必要



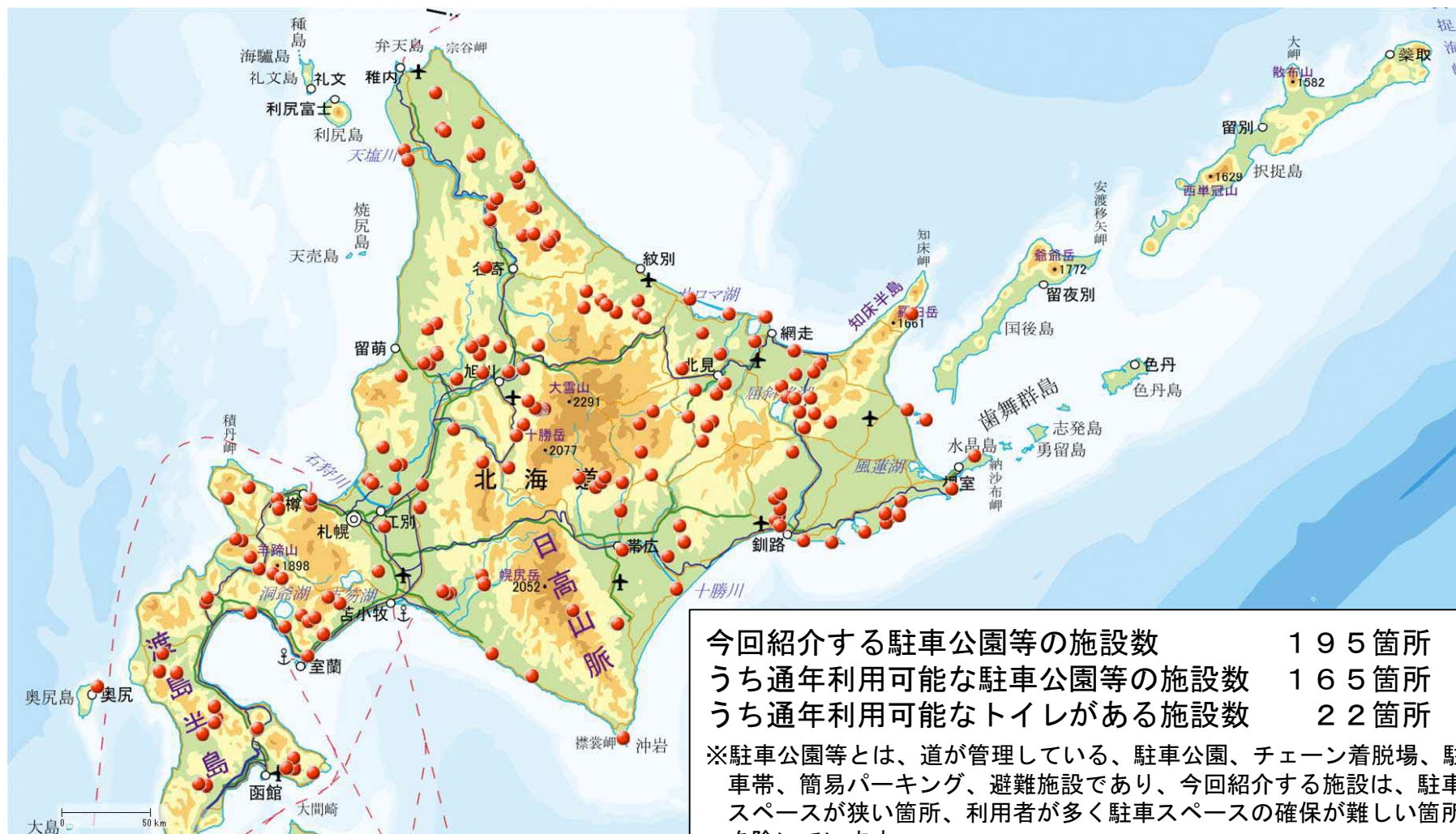
道が管理している駐車公園等について、
ドライバーの休憩スポット等として利活用していただく



職場P C等で確認しやすい方法で情報提供する



1 駐車公園等の設置状況



(令和6年10月1日現在)



2 道の情報提供と利用方法

○手順1 道のホームページから、地図表示データを入手します

The screenshot shows the Hokkaido homepage on the left and a Windows file explorer on the right. The homepage has a blue header with the Hokkaido logo and navigation links. A blue box highlights the link to '休憩スポット等としての利活用に向けた駐車公園等の情報提供について'. Below it, a section titled '【手順1】駐車公園等の地図表示データの入手' lists three items: '01 駐車公園等の施設【195箇所】', '02 通年利用可能な駐車公園等の施設【公表165箇所】', and '03 通年利用可能なトイレがある施設【公表22箇所】'. The file explorer on the right shows a folder named '地図表示データ' containing three files: '01 駐車公園等の施設【195箇所】.geojson', '02 通年利用可能な駐車公園等の施設【公表165箇所】.geojson', and '03 通年利用可能なトイレがある施設【公表22箇所】.geojson'. A pink arrow points from the list on the homepage to the files in the explorer.

北海道

カテゴリーから探す 組織から探す 防災情報

HOME > 総合政策部 > 交通政策局交通企画課 > 物流 > 物流事業者・荷主の皆様へ

休憩スポット等としての利活用に向けた駐車公園等の情報提供について

【手順1】駐車公園等の地図表示データの入手

- 01 駐車公園等の施設【195箇所】
- 02 通年利用可能な駐車公園等の施設【公表165箇所】
- 03 通年利用可能なトイレがある施設【公表22箇所】

②職場PCなどに、**地図表示データをダウンロード**します

※ZIP形式のため、geojson形式のファイルを抽出し保存してください

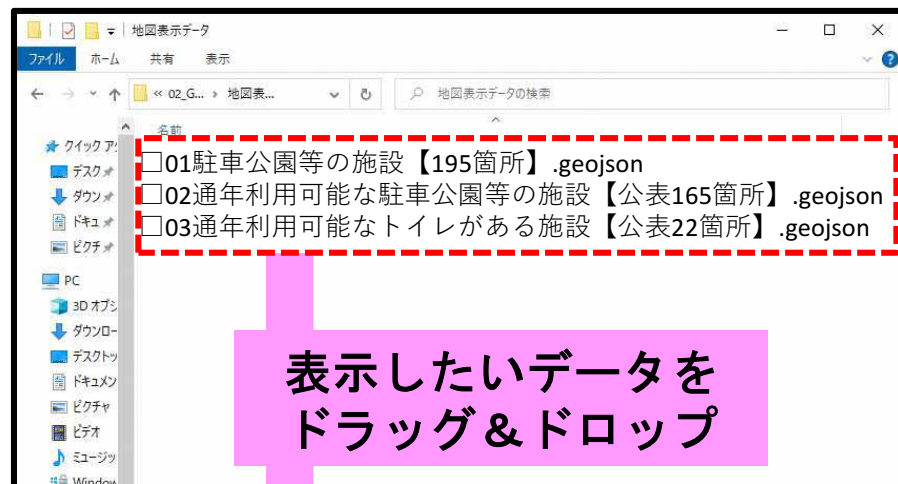
①まず、道交通企画課のホームページを開き、**地図表示データを確認**します

北海道交通企画課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/stk/195116.html>

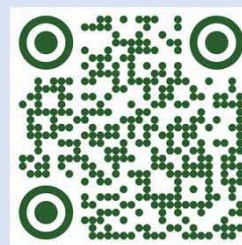


○手順2 地理院地図（電子地図WEB）を開き、地図表示データをドラッグし表示します



③地理院地図（電子地図WEB）を開き、
地図表示用データをドラッグ&
ドロップします

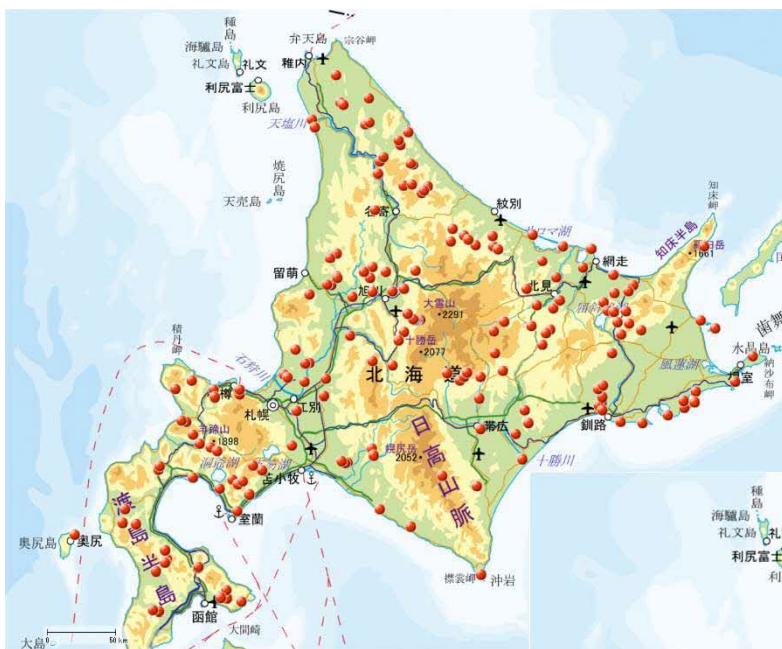
地理院地図（電子地図WEB） <https://maps.gsi.go.jp>



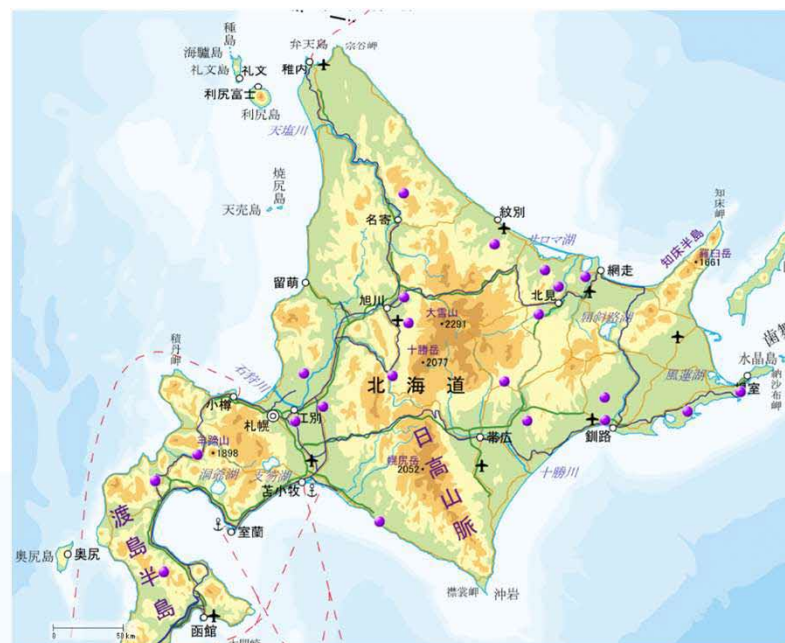


○各地図表示用データは、以下のように電子地図上に表示されます

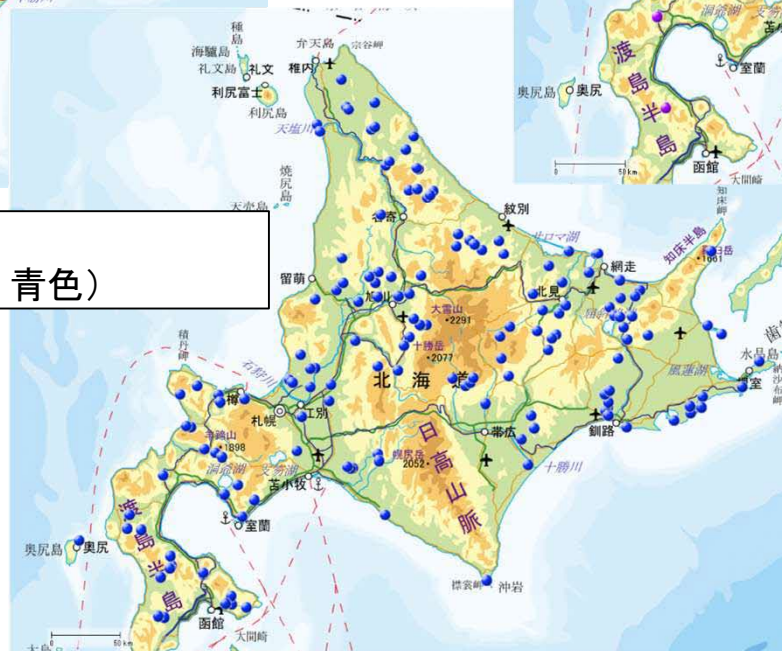
駐車公園等の施設（195箇所・赤色）



通年利用可能な
トイレがある施設（22箇所・紫色）



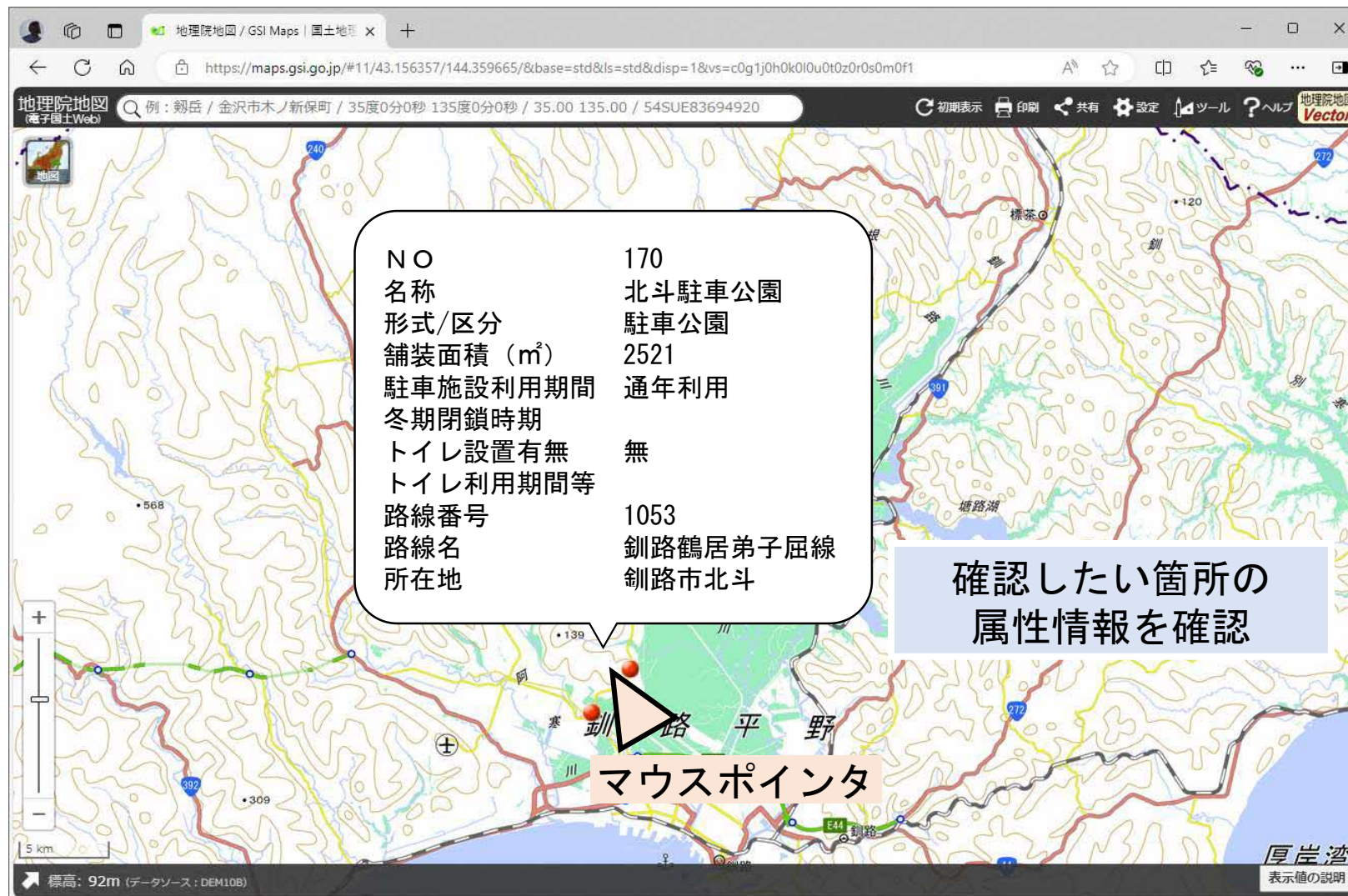
通年利用可能な
駐車公園等の施設（165箇所・青色）



出典：地理院地図（電子地図WEB）
を加工して作成



○確認したい箇所にマウスを当てると、舗装面積やトイレ設置有無などの情報が確認ができます



○確認したいエリアを拡大したり、写真地図で確認ができます



3 用 途

- ドライバーの休憩スポットとしての利活用
- 休憩時間を考慮したトラック運行計画の検討

など

(注 意)

運行計画の検討にあたっては、選定された施設について、規模や形状、冬期除雪状況など、本データを参考に現地状況をご確認ください。

なお、今回提供する駐車公園等のデータは、令和6年10月1日を基準日として掲載しているものであり、現地の状況と相違がある場合がありますのでご了承ください。